

●臨時的任用職員●

公開日	令和6年11月1日 金曜日
職 種	臨時的任用職員(高等部休職代替職員)
人 数	1名
報酬等 (見込)	○給料(月額、教職調整額を含む) 230,672円~342,680円 ※給料は上記の範囲内で、経験年数等を考慮し決定 ○特支勤務手当 9,000円(一律) ○地域手当 給料、扶養手当の月額合計額に支給割合(3.2%)を乗じて算定 ○教員特別手当 経験年数等によって決定された号給に基づき算定 ○その他諸手当 所定の要件を満たす場合に通勤手当、扶養手当、住居手当を支給 ○期末手当・勤勉手当 基準日(6月1日及び12月1日)における在職期間等に応じて支給 ○退職手当 勤続期間が6ヵ月未満の場合は支給なし
雇用期間	令和7年1月1日~令和7年3月19日
勤務時間	月から金曜日の週5日間勤務。 勤務時間8:25~16:55(休憩時間:13:15~13:30、15:25~15:55) ※ただし、学校行事等で土・日・祝日に勤務する場合があります。
勤務場所	香川県立高松支援学校(高松市田村町1098番地1)
加入保険	公立学校教員共済組合(短期給付・福祉事業) 厚生年金保険 ※公務上及び通勤途上の災害については、地方公務員法災害補償法の適用あり ※雇用保険の適用 なし
問合せ先	香川県立高松支援学校 TEL:087(865)4500 担当:教頭 黒田友香
募集期間	令和6年11月1日(金)~令和6年12月13日(金)
備 考	教職員互助会に加入

- ・香川県教育委員会により、地方公務員法第22条の3に規定する「臨時的任用の講師」として任用されます。
- ・次の地方公務員法第16条の欠格条項のいずれにも該当しない者に限ります。
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (イ) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - (ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・特別支援学校(肢体不自由)の高学部で、生徒の指導を行います。
- ・特別支援学校、小学校、中学校、高等学校のいずれかの教員免許状が必要です。
- ・パソコンの基本操作(ワード・エクセル)ができること。
- ・必ずハローワークを通じて応募してください。
- ・応募多数の場合、募集期間を切り上げて締め切ることがあります。
- ・面接による選考を行います。面接の時間等については、応募後、電話にてご連絡いたします。